平成２１年（フ）第４１３４号
札幌市西区二十四軒２条４丁目５番15―203号
債務者　細川　麻希（旧姓井下・福士）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１５５号
札幌市北区新琴似７条16丁目５番22号　ユニオンコーポ101号
債務者　五十嵐美幸（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１５５号
名古屋市北区天道町５丁目１番地県営辻町住宅４街区４棟604号
債務者　豊田　邦秀
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１０７号
大阪市大正区南恩加島２丁目４番10号　山本ビル202号、申立時の住所大阪市大正区小林東２丁目２番４―501号
債務者　吉村　正美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５８７号
大阪府寝屋川市田井町33番46号
債務者　大屋戸隆義
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８０３号
大阪府八尾市長池町１丁目３番地の５
債務者　松原　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９１０号
大阪府茨木市北春日丘２丁目17番24号
債務者　岩﨑智恵子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９３５号
大阪府寝屋川市三井南町20番４号
債務者　小林久美子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１６１号
大阪府寝屋川市成美町19―19　ハイツ蔵２―B、住民票上の住所大阪市淀川区野中北２丁目３番５―510号
債務者　後藤　篤
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６２５号
大阪府茨木市横江１丁目８番33号
債務者　今西　美紀
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６５２号
大阪府東大阪市横沼町３丁目２番14号　俊徳道ハイツ103号
債務者　坂野喜美子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６５３号
大阪市此花区西九条１丁目１番81―203号
債務者　坂野　秀行
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６６１号
大阪府寝屋川市下神田町２番15号
債務者　山田　芳弘
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６６３号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番33―607号
債務者　清原　寛彰
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７１５号
大阪市天王寺区上本町２丁目１番26号―402号
債務者　松本商店こと松本福子こと　呂　福子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７３４号
大阪府枚方市渚西２丁目23番13号
債務者　瓦谷　玲子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７６３号
大阪市西区南堀江１丁目24番27―1203号
債務者　中山有佳里
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部